



長松小学校学校だより

R6年4月23日発行

えがおいっぱい 10号

子どもの権利を考える

あらゆる人に生まれながらの「人権」つまり「人としての尊厳が守られ、幸せに生きるために必要な権利」があります。子どもも大人も男女も関係なく、みんなに人権は存在します。

子どもの権利条約が1989年に国連で成立し、日本も1994年に条約に入っています。子どもの権利条約は前文と54条からなっています。職員室前にも掲示をしています。

紹介します

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもと呼びます。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは生きる権利や育つ権利をもっています。

第19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力を振るわれたり、不当な扱いを受けたりしないように子どもを守らなければなりません。

第31条 休み 遊ぶ権利

子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利を持っています。

まもなく5月5日は子どもの日。子どもにもそれぞれ人権があります。教職員はそれを尊重する考えの一環として子どもたちの名前を「さん」づけて呼んでいます。

うさぎ名前募集～飼育委員会～

うさぎの名前募集が全校児童に始まりました。うさびょんとかうさ太郎とかいったいどんな名前になるのか、楽しみです。



2年生～南高校にいきました～

植物のなえを南高からいただきました。ピーマン、ミニトマト、オクラの中から育てたい植物を自分で選んで、学校で植え付けていきました。

水はどれくらいあげるのですか、土はどれくらいあげるのですか、などたくさんの質問ができました。

水やりや観察など、明日から子どもたち植物の生長物語がスタートします。